

別紙 1 戦略作物生産拡大支援

第 1 事業の実施方針

我が国の食料自給率・自給力の向上に資する飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の需要拡大、生産性向上等を支援する。

第 2 事業の内容

本事業は、

- ① 大豆、麦及び飼料用米、加工用米、米粉用米その他地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）が認める土地利用型作物（以下「飼料用米等」という。）の生産性向上を図るため、新たな品種、作付体系、栽培技術等（以下「新技術等」という。）の導入又は転換を支援する作付体系転換支援事業。
- ② 我が国の食料自給率向上にとって重要な作物である国産大豆に関し、需給事情、品質評価及び消費者・実需者ニーズを的確に反映した価格形成を図るため、全国段階の入札の実施を支援する大豆価格形成安定化事業

から構成される。

事業ごとの取組内容、事業実施手続等は以下に定めるとおりとする。

- 1 作付体系転換支援事業
I のとおりとする。
- 2 大豆価格形成安定化事業
II のとおりとする。

I 作付体系転換支援事業

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

本事業の内容は以下のとおりとし、事業実施主体は以下の事業メニューの中から必要な取組を選択し、実施するものとする。

(1) 作付体系転換推進検討会の開催

事業を実施する地域の状況に応じた新技術等の導入及び当該新技術を導入した農産物の利用促進のために、都道府県（普及機関及び試験研究機関を含む。）、大豆、麦及び飼料用米等の生産性向上を重点的に図るべき地域（以下「生産性向上重点地域」という。）がある市町村、農業関係団体、農業者、実需者等により構成される作付体系転換推進検討会を開催する。

(2) 作付体系転換のための合意形成

生産性向上重点地域において、事業実施の合意を形成するために必要な農業者の意向把握調査又は農業者を対象とした説明会を実施する。

(3) 生産性向上に資する新技術等の実証及び改良

生産性向上重点地域において、実証を行うほ場を設置し、大豆、麦及び飼料用米等の生産性向上に資する新技術等を試験的に導入し、当該新技術等の実証（農産物の利用に関するものも含む。）及び実証結果を踏まえた改良を実施する。

(4) 新技術等を用いた大規模技術・経営実証

(3)の結果等を踏まえ、大規模に普及することが可能と見込まれる新技術等について、生産性向上重点地域において、大豆、麦及び飼料用米等の面積を合わせて5ha以上の規模で実証を実施する。

その際、実証に直接必要となる機械であって、事業実施主体が所有していない又は所有しているものの改良若しくは更新が必要である場合に限り、本事業を活用して機械を購入することができるものとする。なお、購入した機械は、耐用年数が経過するまでの間、原則として5戸以上の農業者で共同利用するものとする。

(5) 現地検討会の開催

(3)及び(4)に取り組む地域において、その効果の調査及び検証並びに普及が可能と見込まれる新技術等の普及のため、都道府県、生産性向上重点地域がある市町村、農業関係団体及び農業者等により構成される現地検討会を開催する。

(6) 新技術等活用マニュアルの作成

都道府県域で、新技術等の普及を図るための新技術等活用マニュアルの作成を行う。

(7) 新技術等普及研修会の開催

都道府県域で、新技術等の普及を図るための新技術等普及研修会を開催する。

2 補助要件

(1) 事業の内容が、3(1)に基づき設定する成果目標の達成に結びつく取組であること。

(2) 大豆、麦及び飼料用米等の生産性向上に向け、事業実施区域の属する都道府県

における大豆、麦及び飼料用米等の生産に係る課題及び取組方針が整理されており、かつ、都道府県内において普及すべき新技術等及び生産性向上重点地域が特定されていること。

(3) 事業実施主体が本要領別表 1 の 1 (1) の大豆、麦及び飼料用米等生産性向上協議会である場合は、当該協議会が都道府県域内の区域を対象とし、かつ、以下の要件を全て満たしていること。

ア 都道府県、農業関係団体、農業者等により構成されること。なお、都道府県農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第2の1の(2)に定めるもの。）等の既存の協議会であってもよい。

イ 本事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、①代表者及び意思決定の方法、②事務・会計の処理方法及びその責任者、③財産管理の方法、④内部監査の方法等を明確にした運営等に係る規約（以下「生産性向上協議会規約」という。）が定められていること。

ウ 生産性向上協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

エ 必要に応じて議決権を持たないオブザーバーを置き、オブザーバーが会議に出席して意見を述べることができる体制が整備されていること。

オ 3の基準を満たす成果目標を立てていること。

3 成果目標

(1) 本事業の成果目標は、原則として、事業開始前年度と比較し、事業開始から3年後の大豆、麦及び飼料用米等の生産コストをおおむね1割以上低下させることとする。

ただし、生産コストの算出が困難な場合のみ、事業開始前年度を含めた過去5年間の5中3平均と比較し、事業開始から3年後の大豆、麦及び飼料用米等の単収をおおむね1割以上増加させることとする。

(2) 事業実施期間は、事業実施計画の最初の承認を受けた年度から3年以内とする。

4 審査基準

本要領別表 4 の 2 の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

(1) 有効性・新規性

ア 土地利用型作物の生産性向上に資する目的が設定され、かつ、当該目的に沿った取組がなされるか。

イ 実証等で得られた成果の他地域への普及が期待できるか。

ウ 新品種や新技術等の導入に取り組んでいるか。

エ 当該地域において、事業終了後も事業の成果を活用し、継続して新技術等に取組むことが期待できるか。

オ 本事業で今まで採択されていない取組であるか。

(2) 妥当性

ア 事業による生産コスト低減等の効果が正確に測定できるか。

イ 生産コスト低減等の数値目標が、地域の土地利用型作物の生産性に鑑みて妥

当か。

ウ 試験研究機関等と連携することで、事業実施に必要な知見・専門性を幅広く有しているか。

エ 事業実施主体が生産者や行政・普及機関等幅広い関係者により構成され、かつ、広く意見を聴くことができる体制となっているか。

オ 生産性向上重点地域の一部又は全部において、将来像が明確化された地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第19条第1項に基づく、農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化を促進する計画（以下「地域計画」という。）のうち、以下の①及び②の要件を満たすものをいう。）が策定されているか。なお、1つの地域計画が複数の目標地図（基盤強化法第19条第3項に基づく地図をいう。）を含む場合であっても、要件に適合するか否かの判断は当該地域計画を単位として判断するものとする。ただし、東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。）及び令和6年能登半島地震の被災市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。）にあっては、実施する事業が、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）2の（1）の実質化された人・農地プランをいう。以下同じ。）の対象地域内で行われる場合も含む。

① 農用地の利用の集積に関する目標

地域計画に記載する「将来の目標とする集積率」（以下「目標集積率」という。）について、次に掲げる基準を全て満たすものであること。

（ア）目標集積率が、「現状の集積率」（以下「現状集積率」という。）を下回らないこと。

（イ）目標集積率が8割以上であること。

ただし、都府県にあっては、農業地域類型（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。以下同じ。）が、市町村を単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が6割以上であれば可とする。

② 農業を担う者が定められていない農用地等の面積の割合

地域計画に記載する「区域内の農用地等面積」から「地域内の農業を担う者一覧」に掲げる者の「10年後」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計を控除した面積の割合が、次に掲げる基準を満たすものであること。

（ア）農業地域類型が都市的地域又は平地農業地域である場合にあっては、1割未満であること

（イ）農業地域類型が中間農業地域又は山間農業地域である場合にあっては、2割未満であること

（3）加算

申請者が以下の項目に該当していると認められるか。

ア 補助事業者の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立。のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている場合又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。

① 法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画

② 法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画

イ 事業実施主体の構成員が、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号。以下「スマート農業促進法」という。）第7条第1項に規定する生産方式革新実施計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。

第2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、本要領本体第5の1に基づき、別添1-1により事業実施計画を作成し、交付等要綱7の1に基づき作成した交付申請書に添えて地方農政局長に提出する。

2 事業計画の変更

交付等要綱第13の規定に定める重要な変更に係る手続は、交付等要綱別表1に掲げる変更の他、別添1-1の事業実施計画における目標年度の成果目標値の増減がある場合に行うものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要領本体第6の1に基づき、事業実施計画の承認年度から目標年度の前年度までの間、年度ごとに、別添1-2により翌年度の7月末日までに地方農政局長に事業実施状況を報告するものとする。

2 事業の評価

(1) 事業実施主体は、本要領本体第7の1(1)に基づき、別添1-3により自己評価を行い、地方農政局長に報告するものとする。

(2) 地方農政局長は、本要領本体第7の1(7)に基づく指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別添1-4により提出させるものとし、指導の内容及び改善計画の写しを農産局長に報告するものとする。

(3) 地方農政局長は、(2)による改善計画を踏まえて事業を実施した後に、事業実施主体に、再度事業評価シートを提出させるものとする。

第4 留意事項

本事業の実施に当たっての留意事項は、以下に定めるものによる。

1 事業実施計画の作成に当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画や経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）の水田収益力強化ビジョンその他の関連する施策との整合が図られるよう努めるものとする。

- 2 スマート農機（収量コンバイン等）、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）、農業ロボット（収穫ロボット等）、環境制御施設等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあつては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

第5 その他

- 1 環境負荷低減及び農作業安全の向上を図るため、事業実施主体は、別添1-5によるチェックシート（以下第5において「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックするものとする。

また、事業実施状況の報告の際は、チェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックするものとする。

また、事業実施状況の報告の際は、チェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックするものとする。
- 2 さらに、事業実施主体は、本事業に従事する協議会構成員のうち農業者全員にチェックシートを配布するものとする。
- 3 2によりチェックシートを受領した農業者は、チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体へ提出するものとする。

また、事業実施状況の報告の際は、チェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かを確認し、事業実施主体に提出するものとする。

なお、チェックシートを提出したものから抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うものとする。
- 4 事業実施主体は、3により提出されたチェックシートを取りまとめ、1のチェックシートと併せて、第2の1の事業実施計画の提出及び事業実施状況報告の際に地方農政局長に提出するものとする。

なお、都道府県自身が事業実施主体となる場合には、チェックシート提出をみどり認定を担当する部局等が行うことから、本事業においては、事業実施に当たり、みどりの食料システム戦略を理解し、関係法令を遵守した上で、チェックシートの提出を省略できるものとする。
- 5 事業実施主体は、構成員が従業員の雇用等をしている場合にあつては、労働環境に関する改善等について働きかけるよう努めるものとする。

II 大豆価格形成安定化事業

第1 事業の内容

本事業の事業内容は以下のとおりとし、事業実施主体は次に掲げる事業を全て行うものとする。

- 1 入札の方法による大豆の実物取引（以下「入札取引」という。）を行うための施設の開設及び運営
- 2 入札取引を適正に実施するために必要な業務等を行う者及び入札取引の監視を行う監視委員の配置
- 3 入札取引を適正に実施するために必要な業務であって次に掲げるもの
 - (1) 入札取引において大豆の売渡し又は買受けを行う者の登録
 - (2) 学識経験者、生産者の代表者及び実需者の代表者等で構成する入札取引に関する重要事項を審議する委員会の開催
 - (3) 平均落札価格及び落札数量等入札結果の公表
 - (4) 入札取引で大豆の売渡し及び買受けを行う者からの入札取引の運営に要する費用に充てるための拠出金の徴収
 - (5) その他入札取引を適正に実施するために農産局長が必要と認める事業

第2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、本要領本体第5の1に基づき、別添2-1により事業実施計画を作成し、交付申請書に添えて農産局長に提出するものとする。

2 事業計画の変更

交付等要綱第13の規定に定める重要な変更に係る手続は、交付等要綱別表1に掲げる変更の他、別添2-1の事業実施計画における目標年度の成果目標値の増減がある場合に行うものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要領本体第6の1に基づき、別添2-2により農産局長に事業実施状況を報告するものとする。

2 事業の評価

事業実施主体は、本要領本体第7の1(1)に基づき、自ら事業実施結果の評価を行い、別添2-3により事業成果報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の8月末までに農産局長に提出するものとする。

第4 その他

環境負荷低減を図るため、事業実施主体は別添2-4によるチェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施する旨チェックした上で、当該チェックシートを第2の1の事業実施計画と併せて農産局長に提出するものとする。

また、事業実施状況の報告の際は、チェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、第3の1の報告と併せて農産局長に提出するものとする

戦略作物生産拡大支援
(作付体系転換支援事業)

事業計画書

事業実施年度： 年度 (年目)

都道府県名：

事業実施主体名：

1 事業実施主体

代表者名	〇〇都道府県[協議会] 〇〇 〇〇
------	-------------------

協議会の構成員	
オブザーバー	

※1：事業実施主体が都道府県協議会の場合に記載すること。

※2：協議会の推進体制の分かる資料を添付すること(継続申請であり、かつ、内容に変更がない場合は提出を省略することが可能)。

目標年度	〇〇年度
------	------

※事業開始前年を基準年とし、事業開始3年後を目標年とする。

対象作物	
------	--

2 都道府県における大豆、麦及び飼料用米等の生産性向上に向けた取組方針

(1) 大豆、麦及び飼料用米等の生産に関する現状並びに課題

--

(2) 大豆、麦及び飼料用米等の生産性向上に向けた取組方針

--

※新たな作付体系・技術の内容・導入する輪作体系等を具体的に、かつ、従前との違いがわかるように記載すること（詳細については別紙でも可）。

3 生産コストの低減目標

(1) 生産性向上重点地域における目標

①生産性向上重点地域	(重点地域の名称を記載)				
作物名	○年度 (事業開始前年度)		○年度 (目標年度)		【重点地域における取組概要】
	作付面積 (ha)	生産コスト (円/60kg)	作付面積 (ha)	生産コスト (円/60kg)	
	生産量 (t)		生産量 (t)		
大豆					
小麦					
飼料用米					

②生産性向上重点地域	(重点地域の名称を記載)				
作物名	○年度 (事業開始前年度)		○年度 (目標年度)		【重点地域における取組概要】
	作付面積 (ha)	生産コスト (円/60kg)	作付面積 (ha)	生産コスト (円/60kg)	
	生産量 (t)		生産量 (t)		
大豆					
小麦					
飼料用米					

※1：大豆、麦及び飼料用米等のいずれにおいても、生産コストを成果目標とすること。なお、作付面積及び生産量については参考値として記入すること。

※2：作物名は適宜、修正又は追加して記載すること。

※3：生産性向上重点地域が複数の市町村等を含む場合は、「○地区（A市、B町）」のように、含まれる市町村等の行政区域を記載すること。

※4：生産性向上重点地域が複数ある場合は、表を追加して記載すること。

※5：生産性向上重点地域別に生産コストの算定ができない場合にあつては、都道府県の数値に置き換えることができる。

※6：単収を指標とする場合にあつては、表中「生産コスト（円/60kg）」を「単収（kg/10a）」に置き換えて記載すること。

この場合において、事業開始前年度の数値は事業開始前年度を含めた過去5年間の5中3とする。

(2) 都道府県における目標<参考値>

作物名	○年度 (事業開始前年度)		○年度 (事業開始年度)		○年度 (開始1年後)		○年度 (開始2年後)		○年度(目標年度) (開始3年後)	
	作付面積(ha)	生産コスト (円/60kg)	作付面積(ha)	生産コスト (円/60kg)	作付面積(ha)	生産コスト (円/60kg)	作付面積(ha)	生産コスト (円/60kg)	作付面積(ha)	生産コスト (円/60kg)
	生産量(t)		生産量(t)		生産量(t)		生産量(t)		生産量(t)	
大豆										
小麦										
飼料用米										

※1：作物名は適宜、修正、追加して記載すること。

※2：単収を指標とする場合にあっては、表中「生産コスト(円/60kg)」を「単収(kg/10a)」に置き換えて記載すること。
この場合において、事業開始前年度の数値は事業開始前年度を含めた過去5年間の5中3とする。

4 事業費の具体的な内訳

(1) 経費の配分及び負担区分

取組内容	実施時期	事業量 (単価、回数、面 積等)	補助事業に要する 経費(円)	負担区分		備考
				国庫補助金(円)	その他(円)	
作付体系転換支援事業						
① 作付体系転換推進検討会の開催						
② 作付体系転換のための合意形成						
③ 生産性向上に資する新技術等の実証・改良						
④ 新技術等を用いた大規模技術・経営実証						
⑤ 現地検討会の開催						
⑥ 新技術等活用マニュアルの作成						
⑦ 新技術等普及研修会の開催						
合計						

※1：適宜、行を追加して記入すること。

※2：取組の対象が、特定の生産性向上重点地域に限定される場合は、備考欄に生産拡大重点地域名を記載すること。

※3：仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 (2) 事業完了 (予定) 年月日 年 月 日

4 (3) 収支予算 (又は精算)

収入の部

区分	本年度予算額 (円)	前年度予算額 (円) (又は本年度精算額)	比較		備考
			増	△減	
国庫補助金					
その他					
合 計					

支出の部

分類	別表 1 に掲げる経費の費目	本年度予算額 (円)	前年度予算額 (円) (本年度清算額)	比較		備考
				増	△減	
① 作付体系転換推進検討会の開催						
② 作付体系転換のための合意形成						
③ 生産性向上に資する新技術等の実証・改良						
④ 新技術等を用いた大規模技術・経営実証						
⑤ 現地検討会の開催						
⑥ 新技術等活用マニュアルの作成						
⑦ 新技術等普及研修会の開催						
合計						

※ 1 : 各費目の細目ごとに具体的に記入し、備考欄には経費積算の基礎等を記入すること。
基礎等は資料添付でも可。

※ 2 : 適宜、行を追加して記入すること。

4 (4) 添付書類 (添付書類名を記載すること。)

1. 経費の使用に関する規定(案)等
2. 事業の一部を委託する場合はその委託契約書(案) (又は写し)
3. その他地方農政局長等が必要と認める資料

--

※継続申請であり、かつ、内容に変更がない場合は提出を省略することが可能(2.については省略不可)

5 事業費の概要(2年目以降は見込み額)

(千円)

	○年 (1年目)	○年 (2年目)	○年 (3年目)	合 計
推進事業				

※ 詳細については、別記に記載すること。

6 目標年度までの年度活動計画

1年目：○年度の活動計画	
2年目：○年度の活動計画	
3年目：○年度の活動計画	
その他	

7 活動評価と改善の方法

(1) 評価体制

--

(2) 評価に対する改善

--

8 推進事業計画の策定に当たっての留意事項

事業実施主体が都道府県協議会の場合にあつては、協議会の規約、会計規則等の資料を添付すること。

※継続申請であり、かつ、内容に変更がない場合は提出を省略することが可能

(別記) 生産性向上重点地域等における実施計画

生産性向上重点地域：

地域名	
-----	--

1 事業の対象作物

--

2 1の作物の生産に関する現状及び課題

--

3 1の作物の生産性向上に向けた取組方針

--

※新たな作付体系、技術の内容、導入する輪作体系等を具体的に、かつ、従前との違いがわかるように記載すること
(詳細については別紙でも可)。

4 1の作物の生産コスト低減目標

作物名	○年度		○年度		○年度		○年度		○年度(目標年度)	
	事業開始前年度		事業開始年度		実施1年後		実施2年後		実施3年後	
	作付面積(ha) 生産量(t)	生産コスト (円/60kg)	作付面積(ha) 生産量(t)	生産コスト (円/60kg)	作付面積(ha) 生産量(t)	生産コスト (円/60kg)	作付面積(ha) 生産量(t)	生産コスト (円/60kg)	作付面積(ha) 生産量(t)	生産コスト (円/60kg)
大豆										
小麦										
飼料用米										

※1：大豆、麦及び飼料用米等のいずれにおいても、生産コストを成果目標とすること。

なお、作付面積及び生産量については参考値として記入すること。

※2：作物名は適宜、修正又は追加して記載すること。

※3：生産性向上重点地域が複数の市町村を含む場合は、「○地区(A市、B町)」のように、含まれる市町村等の行政区域を記載すること

※4：生産性向上重点地域別に生産コストの算定ができない場合にあつては、都道府県の数値に置き換えることができる。

※5：単収を指標とする場合にあつては、表中「生産コスト(円/60kg)」を「単収(kg/10a)」に置き換えて記載すること。

この場合において、事業開始前年度の数値は事業開始前年度を含めた過去5年間の5中3とする。

5 事業の内容

分類番号	具体的な取組内容

※1：適宜、行を追加して記載すること。

※2：以下の①～⑦の分類ごとに記載し、具体的な取組内容には以下の事項を必ず含むこと。

① 作付体系転換推進検討会の開催：検討会のメンバー

② 作付体系転換のための合意形成：対象となる者

③ 生産性向上に資する新技術等の実証及び改良：作物別の実証面積

※新たな作付体系・技術の内容を具体的に、かつ、従前との違いがわかるように記載すること(詳細については別紙でも可)。

④ 新技術等を用いた大規模技術・経営実証：実証面積

⑤ 現地検討会の開催：開催の時期、参集範囲

⑥ 新技術等活用マニュアルの作成：対象となる技術及び配布先

⑦ 新技術等普及研修会の開催：参集範囲

6 目標年度までの年度別活動計画

1年目：○年度の活動計画
2年目：○年度の活動計画
3年目：○年度の活動計画
その他

7 地域計画との関連について

生産性向上重点地域の一部又は全部を含む将来像が明確化された地域計画(第1の4の(2)のオのただし書に該当する場合にあつては、人・農地プラン)が作成されているか。

はい	いいえ
----	-----

※該当する方に○をつけること。

別添 1 - 2

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

令和〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち戦略作物生産拡大支援
(作付体系転換支援事業)の事業実施状況報告
(年度)

事業実施主体名
代表者氏名

持続的生産強化対策事業実施要領(令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇号、〇畜産第〇号
農産局長及び畜産局長通知)第〇の〇の規定に基づき、別添のとおり報告する。

戦略作物生産拡大支援
(作付体系転換支援事業)

年度 事業実施状況報告

策定年度： ○○ 年度

目標年度： ○○ 年度

都道府県名：

事業実施主体名：

事業実施主体名	〇〇都道府県[協議会] 〇〇 〇〇
---------	-------------------

策定年度	年度	()
------	----	-----

※括弧内には、「事業開始年度」、「開始〇年度」等を記載すること。

1 成果目標の達成状況

(1) 事業実施計画の成果目標及び当該年度における達成状況（生産性向上重点地域における目標）

①生産性向上重点地域 (重点地域の名称を記載)								
作物名	〇年度 (事業開始前年度)		〇年度 (目標年度) (開始3年後)		〇年度 (当該年度) (開始〇年後)		達成率 (%)	
	作付面積 (ha)	生産コスト (円/60kg)	作付面積 (ha)	生産コスト (円/60kg)	作付面積 (ha)	生産コスト (円/60kg)	作付面積 (ha)	生産コスト (円/60kg)
	生産量 (t)		生産量 (t)		生産量 (t)		生産量 (t)	
大豆								
小麦								
飼料用米								

②生産性向上重点地域 (重点地域の名称を記載)								
作物名	〇年度 (事業開始前年度)		〇年度 (目標年度) (開始3年後)		〇年度 (当該年度) (開始〇年後)		達成率 (%)	
	作付面積 (ha)	生産コスト (円/60kg)	作付面積 (ha)	生産コスト (円/60kg)	作付面積 (ha)	生産コスト (円/60kg)	作付面積 (ha)	生産コスト (円/60kg)
	生産量 (t)		生産量 (t)		生産量 (t)		生産量 (t)	
大豆								
小麦								
飼料用米								

※1：大豆、麦及び飼料用米等のいずれにおいても、生産コストを成果目標とすること。

なお、作付面積及び生産量については参考値として記入すること。

※2：作物名は適宜、修正又は追加して記載すること。

※3：生産性向上重点地域が複数の市町村等を含む場合は、「〇地区（A市、B町）」のように、含まれる市町村等の行政区域を記載すること。

※4：生産性向上重点地域が複数ある場合は、表を追加して記載すること。

※5：生産性向上重点地域別に生産コストの算定ができない場合にあっては、都道府県の数値に置き換えることができる。

※6：単収を指標とする場合にあっては、表中「生産コスト（円/60kg）」を「単収（kg/10a）」に置き換えて記載すること。

※7：計画時と同じ方法により算出すること。また、算出の根拠となる資料を添付すること。

(2) 都道府県における目標の達成状況<参考値>

作物名	○年度		○年度（目標年度）		○年度（当該年度）		達成率(%)	
	（事業開始前年度）		（開始3年後）		（開始○年後）		作付面積(ha) 生産量(t)	生産コスト (円/60kg)
	作付面積(ha) 生産量(t)	生産コスト (円/60kg)	作付面積(ha) 生産量(t)	生産コスト (円/60kg)	作付面積(ha) 生産量(t)	生産コスト (円/60kg)		
大豆								
小麦								
飼料用米								

※1：作物名は適宜、修正又は追加して記載すること。

※2：単収を指標とする場合にあっては、表中「生産コスト（円/60kg）」を「単収（kg/10a）」に置き換えて記載すること。

※3：計画時と同じ方法により算出すること。また、算出の根拠となる資料を添付すること。

2 当該年度の事業計画の進捗状況
推進事業の実施状況

--

※特定の生産性向上重点地域に限定した取組がある場合は、生産拡大重点地域名を明記すること。

3 当該年度の取組の総合評価

--

4 今後の課題と翌年度計画への反映状況

--

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
代表者氏名

令和〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち戦略作物生産拡大支援
(作付体系転換支援事業) の評価報告

持続的生産強化対策事業実施要領(令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇号、〇畜産第〇号
農産局長及び畜産局長通知)第〇の〇の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- (注) 1 関係書類として、別添の事業評価シートを添付すること。
2 必要に応じて事業実施状況報告書を添付すること。

②生産性向上重点地域（その2）

(1) 事業計画の成果目標

生産性向上重点地域名②:				
作物名	○年度		○年度(目標年度)	
	(事業開始前年度)		(開始3年後)	
	作付面積(ha)	生産コスト(円/60kg)	作付面積(ha)	生産コスト(円/60kg)
	生産量(t)		生産量(t)	

(2) 年度ごとの達成状況

作物名	○年度		達成率(%)		○年度		達成率(%)	
	(事業開始年度)				(開始1年後)			
	作付面積(ha)	生産コスト(円/60kg)	作付面積	生産コスト	作付面積(ha)	生産コスト(円/60kg)	作付面積	生産コスト
	生産量(t)		生産量		生産量(t)		生産量	

作物名	○年度		達成率(%)		○年度(目標年度)		達成率(%)	
	(開始2年後)				(開始3年後)			
	作付面積(ha)	生産コスト(円/60kg)	作付面積	生産コスト	作付面積(ha)	生産コスト(円/60kg)	作付面積	生産コスト
	生産量(t)		生産量		生産量(t)		生産量	

- ※1: 大豆、麦及び飼料用米等のいずれにおいても、生産コストを成果目標とすること。なお、作付面積及び生産量については参考値として記入す
- ※2: 作物名は適宜、修正又は追加して記載すること。
- ※3: 生産性向上重点地域が複数の市町村等を含む場合は、「○地区(A市、B町)」のように、含まれる市町村等の行政区域を記載すること。
- ※4: 生産性向上重点地域が複数ある場合は、表を追加して記載すること。
- ※5: 生産性向上重点地域別に生産コストの算定ができない場合にあつては、都道府県の数値に置き換えることができる。
- ※6: 単収を指標とする場合にあつては、表中「生産コスト(円/60kg)」を「単収(kg/10a)」に置き換えて記載すること。
- ※7: 計画時と同じ方法により算出すること。また、算出の根拠となる資料を添付すること。

2 取組の総評

--

〇〇地方農政局長殿

〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
代表者氏名

令和〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち戦略作物生産拡大支援
(作付体系転換支援事業)における改善計画について

〇〇年度戦略作物生産拡大支援(作付体系転換支援事業)において、当初の事業実施計画における目標の達成に向け、下記の改善計画を実施しますので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及びそれを解決する上での課題
- 3 事業の実績及び改善計画
(改善計画は1か年の計画とし、本事業の事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

区分	指標	事業実施後の状況						改善計画	
		目標値 (年)	事業開始 前年度 (年)	1年後 (年)	2年後 (年)	3年後 目標年 (年)	達成率	(年)	達成率
成果 目標	作物名	作付面積(ha)							
		生産量(t)							
		生産コスト (円/60kg)							
	作物名	作付面積(ha)							
		生産量(t)							
		生産コスト (円/60kg)							

注1) 改善計画に2年以上取り組む場合は、欄を適宜追加すること。

注2) 単収を指標とする場合にあつては、表中「生産コスト(円/60kg)」を「単収(kg/10a)」に置き換えて記載すること。

- 4 改善方策
(事業内容の見直しも含めた、課題解決に必要な方策を具体的に記述すること。)
- 5 改善計画を実施するための推進体制

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

・環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは、各種補助事業等において持続可能な食料システムの構築に向けた、環境にやさしい農林漁業のために必要な最低限の取組を要件化するものです。
 ・以下に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックしてください。

	申請時チェック欄	(1) 適正な施肥	報告時チェック欄
①		肥料の適正な保管	
②		肥料の使用状況等の記録・保存に努める	
③		作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	
④		有機物の適正な施用による土づくりを検討	
	申請時チェック欄	(2) 適正な防除	報告時チェック欄
⑤		農薬の適正な使用・保管	
⑥		農薬の使用状況等の記録・保存	
⑦		病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	
⑧		病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	
⑨		多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除を検討	
	申請時チェック欄	(3) エネルギーの節減	報告時チェック欄
⑩		農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	
⑪		省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	
	申請時チェック欄	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時チェック欄
⑫		悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	
	申請時チェック欄	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時チェック欄
⑬		プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	
	申請時チェック欄	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時チェック欄
⑭		病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める(再掲)	
⑮		多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除を検討(再掲)	
	申請時チェック欄	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時チェック欄
⑯		みどりの食料システム戦略の理解	
⑰		関係法令の遵守※	
⑱		農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	
⑲		正しい知識に基づく作業安全に努める	

※関係法令の遵守については、以下の環境関係法令等を遵守するものとする。

- (1) 適正な施肥
 - ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
 - ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
 - ・土壌汚染対策法（平成14年法律第 53号）
- (2) 適正な防除
 - ・農薬取締法（昭和23年法律第 82号）
 - ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）
- (3) エネルギーの節減
 - ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第 49号）
- (4) 悪臭及び害虫の発生防止
 - ・悪臭防止法（昭和46年法律第 91号）
- (5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
 - ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
 - ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）
- (6) 生物多様性への悪影響の防止
 - ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第 97号）
 - ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
 - ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第 61号）
- (7) 環境関係法令の遵守等
 - ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

年度持続的生産強化対策事業

戦略作物生産拡大支援（大豆価格形成安定化事業）実施計画書

1 事業概要等

区 分	事業費	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金	事業実施主体	
入札業務等に要する手当 管理運営等に要する経費	円	円	円	
合 計				

注：1 備考の欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と、それぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。

2 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 自己資金					
合 計					

（2）支出の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

注 区分の欄は、交付要綱別表 1 の経費の欄の事業名を記載する。

3 事業完了予定（又は完了）

年 月 日

イ 入札取引実施体制

(ア) 入札業務等を行う者（パンチャー及び入札事務補助員を除く。）の配置

配置場所	氏 名	年 齢	雇 用 期 間	入札業務等に要する手当（日額）	備 考
			年月 ～ 年月		

(イ) 監視委員の配置

① ○○年産

入札実施場所	監視委員配置人員	備 考
	人	
計	人	

② ○○年産

入札実施場所	監視委員配置人員	備 考
	人	
計	人	

(ウ) パンチャー及び入札事務補助員の配置

配置場所	パンチャー配置人員	入札事務補助員配置人員	備 考
	人	人	

ウ その他入札取引実施に関する特記事項

(2) 入札参加者の登録

ア 登録手続

イ 登録に当たっての留意事項その他の特記事項

(3) 入札取引に関する委員会の実施

開催予定時期	委員の氏名、所属等	審議事項
年 月		

(4) 入札結果の公表

ア 公表の内容

イ 公表の方法

(5) 運営拠出金の徴収

ア 運営拠出金の単価

イ 徴収の方法

(6) その他特記事項（取引指標価格の決定に係る事務、入札に係る実態調査等）

別添 2 - 2

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

住 所
名 称
代表者氏名

令和〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち戦略作物生産拡大支援
(大豆価格形成安定化事業) 実施状況報告書

持続的生産強化対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇号、〇畜産第〇号
農産局長及び畜産局長通知）第〇の〇の規定に基づき、報告します。

記

(注) 本報告書の様式は、別添 2 - 1 の事業実施計画書の様式に準ずるものとする。

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

住 所
名 称
代表者氏名

令和〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち戦略作物生産拡大支援
(大豆価格形成安定化事業) 成果報告書

持続的生産強化対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇号、〇畜産第〇号
農産局長及び畜産局長通知）第〇の〇の規定に基づき、報告します。

第1 実施事業の名称

事業名	成果目標

第2 実施期間

事業開始年月日	事業完了年月日

第3 事業の成果

1 具体的な取組内容

--

2 成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容	
成果目標の達成状況	
事後評価の検証方法	
事業の実施による成果	
事業計画の妥当性	
適正な事業の執行	

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

・環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは、各種補助事業等において持続可能な食料システムの構築に向けた、環境にやさしい農林漁業のために必要な最低限の取組を要件化するものです。

・以下に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックしてください。

	申請時チェック欄 (します)	(1)エネルギーの節減	報告時チェック欄 (しました)
①		工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	
②		省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	
③		環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	

	申請時チェック欄 (します)	(2)廃棄物の発生抑制	報告時チェック欄 (しました)
④		プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	
⑤		資源の再利用を検討	

	申請時チェック欄 (します)	(3)環境関係法令の遵守等	報告時チェック欄 (しました)
⑥		みどりの食料システム戦略の理解	
⑦		関係法令の遵守※	
⑧		環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	
⑨		正しい知識に基づく作業安全に努める	

※関係法令の遵守については、以下の環境関係法令等を遵守するものとする。

(1)エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)

(2)廃棄物の発生抑制

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)

(3)環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)